

玉川上水を

『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』で調べる(一)

角田清美
山下哲也

玉川上水は、関東山地から東京湾へ流れ下る多摩川の水を、中流の羽村堰で取水し、そこから武蔵野台地のほぼ中央を東西方向に横断する上水路である。取水堰の所在地の現住所は西多摩郡羽村町羽東三丁目で、この標高は約百二十四・五メートルである。一方、玉川上水の末端は四谷大木戸の水番屋で、現住所は新宿区内藤町八十七番地・東京都水道局大木戸営業所内となっており、標高は三十二・二メートルである。この間の距離は四十二・七四キロメートルなので、玉川上水の平均勾配は一〇〇〇分の約二・一六となり、角度に換算すると約十分になる。

すでに知られているように、玉川上水の開削について述べた直接の史料はない。玉川上水が開削されたのは、承応

二年(一六五三)十一月である(承応三年六月と言う説もある)が、上水路の開削について記載された最も古い史料は、承応二年(一六五三)から六十三年後の正徳五年(一七一四)に書かれた「玉川庄右衛門清右衛門の書付」を資料として、寛政三年(一七九一)に、江戸幕府普請奉行上水方道方の石野遠江守広道が書いた「上水記」である。

ところで、昭和九年六月に、江戸学者として知られていた三田村鳶魚氏が東京朝日新聞に「玉川上水起元」を発表し、「上水記」以外にも玉川上水の開削の経過について記録した史料があることを公にした。さらに、上水の開削が庄右衛門・清右衛門の二人の業績ではないこと、「上水記」に小さい文字で「一説松平伊豆守の臣某か考ふる所也是に

よりて野火留分水口は格別の掘割にて古諺伊豆殿堀といふ又古伊豆守の家郡方役人安松金右衛門工夫にて主人被申立吟味之上野火留上水出来す云々」と書き加えられている事の意味についても述べた。そして、昭和十七年十二月には「玉川上水の建設者 安松金右衛門」(電通出版部)を公けにし、大河内家文書の一部である「玉川上水堀之起発並野火留村引取口訳書」を史料として、玉川上水の開削の経過について詳細に述べている。

三田村氏によると、「玉川上水堀之起発並野火留村引取口訳書」は、享和三年(一八〇三)九月に、水道奉行佐橋長門守が、時の老中松平伊豆守の諮問に対して提出したものである。この「訳書」も、玉川上水が開削されてから一五〇年も経てから記載されたものなので、内容については疑問の点もいくつかある。しかしながら、判断は読者にゆだねる事にして、ここでは二・三の解説を加える程度にとどめる。なお、ここに紹介する「玉川上水起元並野火留分水口之訳書」は、都立中央図書館(東京資料文庫)に保管されているもので、大河内家文書の写しであるとされている。

一、訳書の内容を佐橋長門守に報告したのは、原半右衛門組与頭勤向の小島文平である。原半右衛門は八王子千人同心の、十人いた千人頭の一人である。文政七年(一八二四)の千人頭の知行高は、志村又右衛門が最も多く五〇九石二斗・十ヶ村、原半右衛門は三四二石余・七ヶ村

で第四位である。

二、一名の千人頭には十名の組頭と八九名の平同心がつくが、小島文平は組頭だった。寛政十二年(一八〇〇)には、半右衛門胤敦と弟新助に引いられた同心の二・三男のうちから一〇〇名が、蝦夷地開拓のため北海道に渡っており、小島文平も深く関係している。

三、半右衛門胤敦や植田孟縉らは、文化十年(一八一三)には地誌搜索の幕命を受けたため、多摩・高麗・秩父郡の調査にあたった。

四、小島文平が訳書にある内容を知っていたのは、文平の先祖の善兵衛が小川村に住み、大庄屋を勤め、村内の人足を引連れて玉川上水や野火留分水の開削工事に参加したため、小島家に詳しい申し伝えがあったためだとされている。しかしながら、武蔵野には小川村が現在の秋川市・小平市・町田市の三ヶ所があり、秋川市の小川村は平安時代の「和名鈔」(九三二〜九三七)にも記載されていることから、古い村であることがわかる。小平市小川村は玉川上水や野火留分水には近いが、ここは小川九郎兵衛が明暦年間(一六五五〜一六五八)に開いたところなので、ここは該当しない。町田市小川村は室町時代末期頃から古文書に見える村で、「武蔵田園簿」では村高一三八石余となっている。

五、小島善兵衛は、村内人足を引連れて、上水路の開削に

参加したらしいが、どのような人々が「人足」となったのであろうか。「書上」には開削工事の着工期日や竣工期日が記載されていない。承応二年説では四月から十一月までの農繁期で、承応三年説では農繁期や農閑期を含んだ一年半である。

江戸時代における日本の経済は、農民が生産する米が基礎であり、年貢の取立ては事の外きびしかった。児玉幸多著の「近世農民生活史」は、近世の農民生活（特に年貢の取立て）について、次のように紹介している。

「年貢をとにかく納入できれば農民としては一か年の重荷を卸したことはなるが、納入できない者、すなわち未進者は悲惨な目に遭った。皆済まで庄屋またはそれに代るべき者を人質として抑留するという所もあり、小倉藩では手永手代が出張して取り調べ、未進者が数日の延期を願ひ出て方頭（組頭に当る）以下組合の者が保証すれば帰宅を許し、さもなければ手錠をかけて庄屋役宅に監禁する。その間に親類組合仲間にて融通がつけば放免されるが、永年未進が続けばそれを償却することは不可能となり、ついには本人が逃走すなわち欠落をするようになるのであった。鹿兒島藩では皆済期限後に未進究衆という督促の役人が巡廻し、その有米一切を調べて皆済得る者には皆済させ、できない時はその家族等を質入として、これを売って皆済させた。また未進者に対して質

巻まきを行うこともしばしばあった。」

引用が長くなるのでこれ以上は略するが、農民は老人から幼ない子供まで、朝はまだ暗いうちから夕方は暗くなるまで、晴れの日も雨の日も、重い年貢のために働らかねばならなかった。また、気候不順で収穫が減ったり、助郷をはじめとした負担の増加があっても、よほどの事がない限り、年貢の負担が減るような処置が行われるような事はなかった。そのような状況のもとで、農民たちが善兵衛に引連れられて、人足として上水の開削に出掛けられたであろうか。知りたいものである。

参考文献

三田村鳶魚（一九四二）『玉川上水の建設者 安松金右衛門』、二四七ページ。（電通出版部）

村高幹博（一九三四）『玉川上水起元』、五二ページ。（とう写印刷）

角田清美（一九八三）玉川上水と段丘地形、地理、二八（六）、一〇八―一一五。（古今書院）

東京都水道局（一九七五）『上水記』、七五ページ。

児玉幸多（一九五三）『近世農民生活史』、三五六ページ。

（吉川弘文館）

（すみだ・きよみ 東京都立小平南高校教諭・青梅市在住）
（やました・てつや 法政大学大学院博士課程在学中・青梅市在住）

玉川上水起元並野火留

分水口之訳書



天保十亥年羽村御見置一件帳之内
玉川上水起元并野火留分水口之
訳書
原半右衛門組与頭動向
小島文平
一城に水を掛るハ警護之第一故、城を築
には、山水海浪によりて繩張いたし候
事に承り伝へ候。然ルに江戸之
御城者 御本丸高く都而土地低
水に潮汐さし 御城下に住る人
の困り候とて
大猷院様聖慮を御勞し、遊
しは、寛永年中御鷹野に被為
御成、無礼村井之頭池水を御飲あり。
此水を御府内江引へしとの
上意ニ而引候よし、今の神田御上水也。
其頃者いまだ神田川も堀割るけれ
ハ、小川町江流しを高田之廻より堰入
さして、むつかしき水盛というにも
あらず。水者至而清けれとも、水元程
近きゆえ、水重し。其上

天保十亥年羽村御見置一件帳之内

玉川上水起元并野火留分水口之

訳書

原半右衛門組与頭動向

小島文平

一城に水を掛るハ警護之第一故、城を築

には、山水海浪によりて繩張いたし候

事に承り伝へ候。然ルに江戸之

御城者 御本丸高く都而土地低

水に潮汐さし 御城下に住る人

の困り候とて

大猷院様聖慮を御勞し、遊

しは、寛永年中御鷹野に被為

御成、無礼村井之頭池水を御飲あり。

此水を御府内江引へしとの

上意ニ而引候よし、今の神田御上水也。

其頃者いまだ神田川も堀割るけれ

ハ、小川町江流しを高田之廻より堰入

さして、むつかしき水盛というにも

あらず。水者至而清けれとも、水元程

近きゆえ、水重し。其上

御本丸江懸□らす、町方も日本橋辺まで
 にて普く行渡らされハ、遠く玉
 川の水を引渡すと。慶長年中、町
 人庄右衛門清右衛門願出、御負ありて
 取掛り候也。玉川ハ水元甲州都留の
 郡小菅山丹波山、武州多摩郡日原山
 の溪間より流出、三流合同し、巖に争い
 流れ下りぬれハ、水至而かるし。長流
 水なれハ、仙薬にひとやきゆえに、
 御本丸懸りに相成、残水 御城下江下
 し給ふ。是に勝る御救やあるへきとて、
 武州多摩郡国分寺村真姿の流れを、
 合水に引入へしと目論見、多摩
 郡日野の渡の側なる青柳村、今の府
 中領田用水口より引入、府中八幡下より
 往還の方へ堀曲ケ、染谷村の裏通を堀、
 合水となせは、出水の砌、堰押流すと
 も、狭山なる宮ヶ池も武蔵野を流して、

管保村にて合水にて成、両池とも水流
 一三筋同すれハ、旱水の患ひ
 るまよより、四谷大木戸江むけ水盛
 渡しけるに、八幡下井筋低く、水
 入兼し。古堀敷、甲州海道府中宿の入口
 堰屋塚前にあり。夫より六七里川上江登り
 福生村地内より引入、四谷迄の水盛も
 濟み、関東御郡代伊奈半十郎殿、承
 応二より猶伊奈半左衛門殿掛りにて
 家来さし出、御扶持方を給り、人足村
 より差出し、貨錢被下、堀渡候処
 大猷院様の思召を継せられ
 殿有院様にも御覽慮を御勞し
 遊され、何ほと堀割たるや見分いたし
 参るへしと。惣奉行松平伊豆守殿江
 上意ありて、其日帰りにて時々御見分
 に、御城より直ニ御老人乗切にて御越な
 され、堀割の始末言上ありしとなり。然ルに

管保村にて合水にて成、両池とも水流
 一三筋同すれハ、旱水の患ひ
 るまよより、四谷大木戸江むけ水盛
 渡しけるに、八幡下井筋低く、水
 入兼し。古堀敷、甲州海道府中宿の入口
 堰屋塚前にあり。夫より六七里川上江登り
 福生村地内より引入、四谷迄の水盛も
 濟み、関東御郡代伊奈半十郎殿、承
 応二より猶伊奈半左衛門殿掛りにて
 家来さし出、御扶持方を給り、人足村
 より差出し、貨錢被下、堀渡候処
 大猷院様の思召を継せられ
 殿有院様にも御覽慮を御勞し
 遊され、何ほと堀割たるや見分いたし
 参るへしと。惣奉行松平伊豆守殿江
 上意ありて、其日帰りにて時々御見分
 に、御城より直ニ御老人乗切にて御越な
 され、堀割の始末言上ありしとなり。然ルに

堀渡も相濟て江戸表に水懸り相違なき旨
 申上、水仕懸候得者、今に水喰土と唱江、熊
 川地内にて、水残らず地中に引しに、流
 れざれハ、詮方無て、伊豆守家来安松
 金右衛門を以、再応水盛の伺あり被仰付。
 此金右衛門者伊豆守殿実家大河内金兵衛
 殿、浜田領河越迄の御代官にて、手代の内、小
 畑助左衛門、安松金右衛門は地方其外とも
 功者なれハ、家来ニ遣わされ、右翼左翼とな
 し、地方向の事ハ彼等に談し給ひ、川越迄
 内川の通船、野方の建出し風除並木今も
 繁茂し、壱万石の新開をなせし、助右衛門が
 目論みしとぞ。元より賢者なれ者諸侯
 に稀なる古今の功者に名をふれ給ふと也。
 然ルに、元來金右衛門□水ハ見極置ぬれハ、
 猶勘弁を廻らし、羽村地内尾作より五の
 神村に懸り、川崎村へ堀込、福生村ニ而出合
 積りに水盛渡し、堤なく堰も洗堰にて

堀渡も相濟て江戸表に水懸り相違なき旨
 申上、水仕懸候得者、今に水喰土と唱江、熊
 川地内にて、水残らず地中に引しに、流
 れざれハ、詮方無て、伊豆守家来安松
 金右衛門を以、再応水盛の伺あり被仰付。
 此金右衛門者伊豆守殿実家大河内金兵衛
 殿、浜田領河越迄の御代官にて、手代の内、小
 畑助左衛門、安松金右衛門は地方其外とも
 功者なれハ、家来ニ遣わされ、右翼左翼とな
 し、地方向の事ハ彼等に談し給ひ、川越迄
 内川の通船、野方の建出し風除並木今も
 繁茂し、壱万石の新開をなせし、助右衛門が
 目論みしとぞ。元より賢者なれ者諸侯
 に稀なる古今の功者に名をふれ給ふと也。
 然ルに、元來金右衛門□水ハ見極置ぬれハ、
 猶勘弁を廻らし、羽村地内尾作より五の
 神村に懸り、川崎村へ堀込、福生村ニ而出合
 積りに水盛渡し、堤なく堰も洗堰にて

不朽の御場所のよし申上、羽村地内阿蘇宮より掘込、川崎村へ掛り、福生村へ落合へき積りにも水盛いたし、尾作同様なる御場所、就中蘇宮の方勝し訳者、尾作者水突当りぬるゆへ、水門保ちかたい、かくこれあるべきなり。その上、御田多く潰れ、阿蘇宮も少しハ御田地潰れ候へ者、猶場所見立へきと御評義ニ而、羽村前丸山裾より水を反させて、水神の社を祀れる所に堰入、川縁通り堤築立、井筋とし、福生村より掘入、熊川村地内より拝嶋村うら道、水喰土の前後者捨堀にいたし、堀筋を水仕懸ケ、狭山なる管ケ池の流も今の砂川村裏にて御上水に跨かれハ、助水に同し、江戸へ十分に水懸り。往昔ハ箱ケ池の水のみにても、御本丸掛リハ乏しからず候ほとに流出、箱崎村を取巻四隣御林木立茂リけるを、

不朽の御場所のよし申上、羽村地内阿蘇宮より掘込、川崎村へ掛り、福生村へ落合へき積りにも水盛いたし、尾作同様なる御場所、就中蘇宮の方勝し訳者、尾作者水突当りぬるゆへ、水門保ちかたい、かくこれあるべきなり。その上、御田多く潰れ、阿蘇宮も少しハ御田地潰れ候へ者、猶場所見立へきと御評義ニ而、羽村前丸山裾より水を反させて、水神の社を祀れる所に堰入、川縁通り堤築立、井筋とし、福生村より掘入、熊川村地内より拝嶋村うら道、水喰土の前後者捨堀にいたし、堀筋を水仕懸ケ、狭山なる管ケ池の流も今の砂川村裏にて御上水に跨かれハ、助水に同し、江戸へ十分に水懸り。往昔ハ箱ケ池の水のみにても、御本丸掛リハ乏しからず候ほとに流出、箱崎村を取巻四隣御林木立茂リけるを、

元禄の頃、御伐松新聞となり、水氣□廻り
 の田地より土砂を押込、池水潤れ埋みけれと、
 富士山の地ハ低しけれハ、今畑谷より
 水湧溢れ、流集り、末八年とらず川となれ
 り。此箱ヶ池を穿ち土砂除、築を築者、邇
 なる助水となるへけれ共、その費多きを
 いとひ給ふか□しく埋もり、草生茂り、波
 関の面影をなすのミ也。御上水堀渡し事
 ハ信綱朝臣御善政多き中の三大政の
 ひとつ也。是より御上水懸高三步御
 褒美として下され候よしにて、半左
 衛門殿家来、堀割取扱候者も、それぞれに御褒
 美も下され候となり、又庄右衛門清右衛門は玉
 川と名乗べき旨、苗字御免。明暦三年銀九貫
 七百五拾匁被下、羽村水元の御普請、江戸内の樋枘伏
 替へ、水銀取集方被仰付、身分者町奉行衆の
 支配にて、水銀の内を以て御手当年々被下
 相勤候処、樋枘伏替の御入用并水銀の御勘定

まさり一人一人の御咎被 仰付其後
 うり御上水ハ両御番衆の内、出役ニ而司り、
 御勤被成。又町奉行衆之掛リニ被成、町年寄
 取扱下役ハ、町方名主二三人ニ而相勤、御上水道野
 方見廻リには、多摩郡下高井戸宿名主源太右衛
 門、小金井橋より四谷大木戸まで、小川村名主弥三郎
 羽村より廻り新田迄見廻るへき旨、石河土佐守
 殿被仰渡。宝曆之頃、兩人御免相願、弥次郎
 跡役砂川村助右衛門になり、代田村ニ而御上水
 路江落込るちり落葉のかかれる杉あれば、水
 番多七是を掃る役なれハ、源多左右衛門見廻り
 跡役のように、心得相兼勤しか。寛政の頃、御水
 扱ニ被仰付いづれも分水口の差引いたし。
 是も往昔ハ分水口の少きゆへ、野方水番
 なかりしを、万治の頃より享保元文迄ニ、
 追々武蔵の野原地新田になり、新田口
 嵩ミけれハ、土佐守殿御伺之上、元文四未年
 十二月御上水橋々に制札建られ、此なき橋は

三月
 御上水橋々に制札建られ、此なき橋は

天文の故蔵り村限通水の作場一
 橋より百有餘年と曆明和五年
 九月五日奉行衆の内御普請奉行久松
 築前守殿長田越中守殿御主役に司り
 御立合ハ、御目付大岡主水殿御勘定吟味役
 川井次郎兵衛殿にて、御上水路一円の
 御取扱を初而被仰付、猶要害之御趣意も
 相立候儀と恐多も察し奉り候、是ニ寄
 御上水の附洲張出し、荻松被仰渡、其後
 寛政年中去類享和元四年迄、兩度の
 荻松にて三度ニ及へりなにも、御上水
 之路御堀割後、福生熊川辺より大木戸迄
 十式里の間者、鋪の凌なれハ赤土岩の
 如くにや、水を蹴返し候ゆへ、湯水
 節者いたく差支候也。安永の頃、浪人
 宇田川長十郎、町奉行牧野大隈守殿江
 願出、天明ニ至リ千川用水の分水口並
 新規ニ樋口一ヶ所被仰付食水となし、

元文より後ニ掛り村限通路の作場之
 橋なり。百有餘年を曆、明和五年之
 九月五、奉行衆の内御普請奉行久松
 築前守殿、長田越中守殿御主役に司り
 御立合ハ、御目付大岡主水殿御勘定吟味役
 川井次郎兵衛殿にて、御上水路一円の
 御取扱を初而被仰付、猶要害之御趣意も
 相立候儀と恐多も察し奉り候、是ニ寄
 御上水の附洲張出し、荻松被仰渡、其後
 寛政年中去類享和元四年迄、兩度の
 荻松にて三度ニ及へりなにも、御上水
 之路御堀割後、福生熊川辺より大木戸迄
 十式里の間者、鋪の凌なれハ赤土岩の
 如くにや、水を蹴返し候ゆへ、湯水
 節者いたく差支候也。安永の頃、浪人
 宇田川長十郎、町奉行牧野大隈守殿江
 願出、天明ニ至リ千川用水の分水口並
 新規ニ樋口一ヶ所被仰付食水となし、

下谷上水橋渡せし頃ハ、町方御普請方
 両掛リニ而、羽村水仕懸の節ハ格別ニ
 水嵩ミ候わけ者、一の水門より福生村の辺迄
 壱里の間を凌てさへ、増水しければ
 下谷上水止ミ、此分水口者御掛ニなり。
 凌し所も水元の樋口より程近けれ者、
 其後出水之度々小石流下り、敷埋り、
 瀬も高く成候なり、此上、惣井筋之上
 いわを御凌ひあら者、水掛りなる
 程にても、相嵩むへきなりしかれとも、
 先年者水神下より福生村前まで、
 川縁を切落し、其土を以堤ミを
 築キルれハ、保方もよろしく水も
 堤などへしミさりやと承りしか、
 堤も度々切石川原と成しを、砂利堤ニ
 御築立なれハ、川崎村まで肝要及
 所にて、水減し候様に相見え候迎も、
 当村の堰口の瀬形にてハ、金右衛門最初

水盛いたし候、阿芸宮より水引入候方、
 最上の工夫にも是あるへけれとも
 御入用之費多けれハ、今頃丸山より
 御引入あれとも、下浅間下の鼻
 少し欠残り、水反るのミなれ者、
 往来者阿芸宮よりの御引入とも成へき也。
 元祿の如き大水ありて、堤残らず
 かけ崩れハ、いかんともすへきよう
 なし。御要害の御趣意にふれ候とて、
 築前守殿者尾作阿芸宮の内より
 引込むと目論見、寛政三亥年之冬、
 御勘定吟味役大森与兵衛殿御上水路
 見廻りとして、羽村江向け通行之砌、
 御上水旧来之始末之御穿鑿あり。阿芸宮より
 引入候方、万代不朽なれ者、諸僕江命シ
 御手伝ニ也。御堀替可被仰付筋の動か
 ざる所ニして、今の形勢にて者いまだ
 御要害の御趣意も薄く、田畑村圍之

乃て諸役人より是れ川に下りての御普請
 出水口也又水は流き過ぎ陸路に
 下りてくま川に水盛清ら 伊豆丸
 一五五刻分を有りし水盛清ら
 江城第一の御備なりと 水盛御入用積迄
 漸く下りてくま川に下りて水盛清ら
 方ならず立合にての目論見ゆえ、夫きり
 と成し也。

一 御上水御堀渡承応之頃者、分水口なく
 伊豆守殿御拝領之樋口のミにて、其後
 万治年中、小川村砂川村新開ニ也候節、
 香水として分水口被下、元禄九子年
 白山御殿江今の千川徳兵衛同
 太郎兵衛か願ひにて、御上水方佐橋
 内藏助殿伊勢平八殿外三人之掛ニ而
 分り白山への、享保七寅年、御上水方
 小笠原忠左衛門殿相止め候よふに、今後
 ありけりとも、宝永の頃より田用水に

樋口御引上ケ可被成旨、伊奈右近將監殿より
 案内に出し出役江申渡有之候。是者
 平右衛門殿より半左衛門江与村引渡候節
 申送ありて、事につき始末申上分り候哉。
 村々も的中ひたし候へに哉、畑中成の
 出来候圍いたし、御取箇増へきと訴、
 御調も濟ミ候ほととの事にて、全く
 治定せざる事、猶相分候。分水口の
 御取縮り方、各々水配りあらハ、五千俵
 くらいの御取箇ハ、増へきなれば土□之
 御益になれハトて、見分糺しも濟て、
 村々圍しか、与兵衛殿転役して掛り、
 御普請役野々山金一郎者、病死いたし候へハ
 其後者□□しく、夫きりに也候なり。
 享保年中紀州より、野村時右衛門・小林
 平六兩人、新田方に被召出、其以前より
 利左衛門者、武藏野新田願人にて、
 貫井村の者なりしか、羽村御上水、

樋口御引上ケ可被成旨、伊奈右近將監殿より
 案内に出し出役江申渡有之候。是者
 平右衛門殿より半左衛門江与村引渡候節
 申送ありて、事につき始末申上分り候哉。
 村々も的中ひたし候へに哉、畑中成の
 出来候圍いたし、御取箇増へきと訴、
 御調も濟ミ候ほととの事にて、全く
 治定せざる事、猶相分候。分水口の
 御取縮り方、各々水配りあらハ、五千俵
 くらいの御取箇ハ、増へきなれば土□之
 御益になれハトて、見分糺しも濟て、
 村々圍しか、与兵衛殿転役して掛り、
 御普請役野々山金一郎者、病死いたし候へハ
 其後者□□しく、夫きりに也候なり。
 享保年中紀州より、野村時右衛門・小林
 平六兩人、新田方に被召出、其以前より
 利左衛門者、武藏野新田願人にて、
 貫井村の者なりしか、羽村御上水、

享保年中堤通流は崩れ水懸らざりしを、平右衛門殿掛立村之長にて、新田世話役なりしゆへ、江戸方と振分り、水仕懸に掛り候節者、利左衛門も人足差配し出後に、川崎堀之堀替之砌も最初堀割之例^ニ而、近郷百姓之出賃金被下掛りハ、平右衛門殿江被 仰付、水神山口当れる水の草花村御林下へ突当り、其返し川崎村之堤押破り候ニ付堀替被成、川表之堤ハ流れ崩れ、今も福生村ニ引入口之古堀残り、新たの堀ハ今も川崎村と唱へ、是者川崎村之地内、古の名にてあらず、奉行して堀割し人の姓を伝へしなり。此平右衛門と利左衛門者旧友にて、鈴木新田といへるを開き長也しか、渡手代となし、石川浪山江も連行の舊年より古郷ニ歸り、八拾余迄ながら居されハ、数度

享保年中堤通流は崩れ水懸らざりしを、平右衛門殿掛立村之長にて、新田世話役なりしゆへ、江戸方と振分り、水仕懸に掛り候節者、利左衛門も人足差配し出後に、川崎堀之堀替之砌も最初堀割之例^ニ而、近郷百姓之出賃金被下掛りハ、平右衛門殿江被 仰付、水神山口当れる水の草花村御林下へ突当り、其返し川崎村之堤押破り候ニ付堀替被成、川表之堤ハ流れ崩れ、今も福生村ニ引入口之古堀残り、新たの堀ハ今も川崎村と唱へ、是者川崎村之地内、古の名にてあらず、奉行して堀割し人の姓を伝へしなり。此平右衛門と利左衛門者旧友にて、鈴木新田といへるを開き長也しか、渡手代となし、石川浪山江も連行の舊年より古郷ニ歸り、八拾余迄ながら居されハ、数度

逢毎に程々の中物於て、
 承り伝候、平右衛門殿 官命者
 吉野、常州梅川杯の桜の実を萌上、
 鈴木新田より関野新田の辺迄、御上水の
 両縁江、巷里二十四町の内に植、利左衛門
 實を萌苗を仕立植し出、是ハ
 有徳院様御内々好せられ
 上意なれハ、新田掛り之町奉行大岡
 越前守殿差図にて、植しと承り候。
 御上水両縁三間通りニハ、松の古木有之を
 水氣を引揚井筋之水減候迎、明和
 年中、築前守殿申上ニ御伐弘被
 仰付し候とも、是ハ理屈を論し詰たる
 説なり。水廻ニ古きある時ハ、その水氣
 を引はけ費候やうに見ゆれとも、
 古木あれハ究て土中の水氣を集め、
 窪地沢辺江流れ出るものにて、地方返法の
 正説也。先年、吉祥寺村の御林御伐弘ニ

井之頭の池水洞道へ入て立茂
 隨ひ當時ハ、水湧き満ち、いかなる早ニも
 水絶る事なし。多波・小菅・日原辺の
 山々、御伐出之後、玉川之本水減し、
 所々に釜を唱へ、淵えありしも埋ミける
 よし。古老の眼前を語る所なり。
 され者、御上水路の三間通の芝地に
 古木立茂るよう、成行ハ却而、御上水路の
 水氣減し、申間敷き訳者今の形勢
 にハ、夏より秋へかけて、草葉もよれる
 ほとに照りつけ、土□の立ハ、自ら
 井筋の水ハ減するなり。水辺口遠シとも
 立茂る山林、極て土しめり、湿氣強き
 もの也。今も十三里の間、土地相應の
 本品、就中油になる実のつく木を專に、
 植ハ往々広太の御益と也。夏月に
 水氣の減る患ひもなけれハ、落葉の
 吹ちらぬ柏月桂の類、御植□□□

柳の草、永にとなつミ、木品御植立□ハ
 御取扱も有へき事ならんか。
 一野火留用水、伊豆殿江御褒美ニ
 被下けるとて、里語ニ者伊豆守殿と
 唱へ、野火留用水共唱わけハ、菩提所
 武州崎玉郡岩槻領平林寺村之平林寺
 出水の、患ある所なれハ、領分続き武蔵野へ
 建立し、居宅引移さんと、分水口
 拝領あり。野火留といへる芝地、新開ニ
 取掛り、古き地名なれハとて、野火留村と
 名付、五十石の地者西堀村とて寺領とし、
 平林寺村者上地と成候由、又二十四万坪
 余之極無し□置、明暦・万治の頃、引寺の
 願ひ相濟、寛文三年福せしと也。退出
 新聞の村々者、井堀も砂利崩れこみ、
 水の湧きさるハ、此分水を鑿筋にも引
 廻し、百姓の相續並に、木品盛木の
 手当となれり。残水廢れるを

いろは堰とて、長式間ツ、の四十八間
 掛て、川を打越し、樋の下を
 通船往來なせるやうな、金右衛門か
 工夫ニ而、宗岡村の地を畑田成となし。
 元禄年中迄、川越在城故三代領之
 柳沢美濃守殿江渡り、近來秋元
 但馬守殿領分なれを、前の姿に修理を
 加へ、今も樋ありて永続之助となり。
 別に、宮戸村江も一筋掛り、小給所なる由ニ、
 新開の地、野火留・菅沢村・其外、式三ヶ村を
 添、五千石とし、次男松平因幡守殿を分知
 せられ、式万五千石迄ニ御加増あり、常州
 土浦の城主となり、京都所司代之御
 卒去。実子なけれハ、甲斐守殿次男
 魅網朝臣を相続養子ニ願ひ迎、領
 下されしと也。元禄七、伊豆守殿川越より
 下総の古河へ、国替被 仰付川越ハ一円□
 美濃守殿江渡り、本家一同知行かへに

別子村江も一筋掛り、小給所なる由ニ、
 別荘の地新開若原村を御領之を
 添ある由一以常松平因幡守殿を分知
 せられ御方なる由迄御領なり其外
 土浦の城主となり、京都所司代之御
 卒去実子なけれハ、甲斐守殿次男
 魅網朝臣を相続養子ニ願ひ迎、領
 下されしと也。元禄七、伊豆守殿川越より
 下総の古河へ、国替被 仰付川越ハ一円□
 美濃守殿江渡り、本家一同知行かへに

ありたり先祖墳墓の地なりとも
野火留後之る原と申す所の地より
又又火割の事一入御年中と推定
しりたり也

一 野火留の事、堀割の始末ニ種々の
雑説ありとも、伊豆守殿拝領、理語に府合
の記者、堀筋上ハ□壱間半、敷一間、左右
の間に揚場壱間、着敷壱間分。水口より
四里の間ハ、除地なり。御褒美ニ被下すて、
社領の免直りくらしいに、御料所の地を
潰し、堀筋殊ニ往来自由ならしめん
為也と、道敷迄下さるへき訳なく、此所
を押しても、明らか也。拝領ありて、昼夜
水盛堀割いたし、灯燈の腰に黒く
書、目印見当にいたし、後ニ金右衛門
平林寺江をさめ、其勤功を永く

なりけり。先祖墳墓の地もあれ者、

野火留統三千石を御加増の地に、右京
大夫殿願ひにて、元禄年中より猶永々
被下候の

御朱印のよし、右用水今も伊豆守殿、
右京亮殿両家の用水と相成候。

一 野火留用水の事、堀割の始末ニ種々の
雑説有とも、伊豆守殿拝領、理語に府合
の記者、堀筋上ハ□壱間半、敷一間、左右
の間に揚場壱間、着敷壱間分。水口より
四里の間ハ、除地なり。御褒美ニ被下すて、
社領の免直りくらしいに、御料所の地を
潰し、堀筋殊ニ往来自由ならしめん
為也と、道敷迄下さるへき訳なく、此所
を押しても、明らか也。拝領ありて、昼夜
水盛堀割いたし、灯燈の腰に黒く
書、目印見当にいたし、後ニ金右衛門
平林寺江をさめ、其勤功を永く

作人をして今もびきりし彼のを名を
 灯籠に用ひしより由なる御上水口の水
 辺ハ、上ハ□四間、敷三間なるを、伊豆守殿□□
 見込給ひ、三間の敷を式間となし、分水口を
 老間とし、敷より五寸上りニ、中老尺位ニ
 長四尺程の石を敷並へ、御上水縁表通
 左右式間ツ、分水通り両縁三間余、
 切石ニ築立差水潰水のなく、六尺口
 より入敷の水五寸蹴返し 本瀬ニ
 勢ひのつくよふにいたし、犬御上水の
 内瀬の其ゆるく、万代不朽なる瀬形の
 変し、さる場所を見立、御願御上水ハ
 至而重く扱ひ、拝領者三分なれとも、
 押詰計立候ハ、五厘も当り候由ニ
 承り伝へ候。元禄三年、玉川□□水
 にて、羽村前者丸山欠崩れ、浅間山の
 鼻少し残、川水も三ヶ年漬兼村々江
 觸あり。人足を出し、多波・小菅・日原の

伝んとて、今も此寺にて、彼の合印を
 灯籠ニ用るとなり、御上水野火留分水口の
 辺ハ、上ハ□四間、敷三間なるを、伊豆守殿□□
 見込給ひ、三間の敷を式間となし、分水口を
 老間とし、敷より五寸上りニ、中老尺位ニ
 長四尺程の石を敷並へ、御上水縁表通
 左右式間ツ、分水通り両縁三間余、
 切石ニ築立差水潰水のなく、六尺口
 より入敷の水五寸蹴返し 本瀬ニ
 勢ひのつくよふにいたし、犬御上水の
 内瀬の其ゆるく、万代不朽なる瀬形の
 変し、さる場所を見立、御願御上水ハ
 至而重く扱ひ、拝領者三分なれとも、
 押詰計立候ハ、五厘も当り候由ニ
 承り伝へ候。元禄三年、玉川□□水
 にて、羽村前者丸山欠崩れ、浅間山の
 鼻少し残、川水も三ヶ年漬兼村々江
 觸あり。人足を出し、多波・小菅・日原の

三山麓迄川洗被 仰渡、長木を枝之
 まし、伐繩を付打込ミ、水中引すり
 しと也。□而大水故ニ御上水路勿論、
 野火留用水堀も両岸へ水滞□□宗江
 押上る程の事ニ而、野火留分水口も殊ニ
 欠崩れ、因幡守殿物入を以、以前の如く
 築直し、今も縁通者保ち、居敷の石ハ
 抜捨て、石の取散したる石を揚るとに
 かけ、敷ハ百姓家ニ持行、踏産等にも
 至し置候由なにとも、夫と断改候事も
 ならざるやうに成行、当時ハ御定の
 敷より壹尺ほとも下り候、趣に見へ、古
 来の形崩れされハ、御上水不足の節ハ
 皆留、惑ハ五分三分の明きを被 仰渡
 野火留村迄ハ四里余の長途なれば、
 小川村弥次郎見廻り勤頃より相對
 いたし、引付ニなり、年々俵杉木代多く
 相懸り、伊豆守様江下されし御拝領之

三山麓迄川洗被 仰渡、長木を枝之
 まし、伐繩を付打込ミ、水中引すり
 しと也。□而大水故ニ御上水路勿論、
 野火留用水堀も両岸へ水滞□□宗江
 押上る程の事ニ而、野火留分水口も殊ニ
 欠崩れ、因幡守殿物入を以、以前の如く
 築直し、今も縁通者保ち、居敷の石ハ
 抜捨て、石の取散したる石を揚るとに
 かけ、敷ハ百姓家ニ持行、踏産等にも
 至し置候由なにとも、夫と断改候事も
 ならざるやうに成行、当時ハ御定の
 敷より壹尺ほとも下り候、趣に見へ、古
 来の形崩れされハ、御上水不足の節ハ
 皆留、惑ハ五分三分の明きを被 仰渡
 野火留村迄ハ四里余の長途なれば、
 小川村弥次郎見廻り勤頃より相對
 いたし、引付ニなり、年々俵杉木代多く
 相懸り、伊豆守様江下されし御拝領之

水ヶ根二度々水を御留被成ケ様ニ、御入用
 之掛ても、水の来ぬよふに成候とはめき、
 古来 公儀より無理ニ御漬し被成候
 様に村方心得へ共、是ハ敷の石を取
 散せしも、夫成いたし置ける故なるを、
 不心得を以、人を恨るハ、下民の情也。敷の
 赤土、杉に堀れ、惑ハ兩岸の石ニ当り水□て
 流込、近年敷の下り、古来変し、水留被
 仰渡候ハ、分水口ニ臨ミ、眼前なれハ、
 公儀より免し給ハさる所なり。しかハあれと、
 此水口の留れハ、野火留領三ヶ村ハ、桶杯ニ
 水を汲あつめ、或ハ堀を窪め、溜置とも
 平ヶ沢山ニ遣捨して、引替にて四・五日ニも
 及び、分水口の明されハ、処至と難儀いたし、
 湧よりの患すくるならひと承り□□ひ候。
 村数も十ヶ村程ニ懸るを、定掛ニ也て
 居る事にて、武蔵野者分水口より程
 遠からず。殊に堀井も有て、彼三ヶ村者

井よりく室の香水より水口明き候とも、
 一昼夜より行渡頃ゆへニ、将来批判の
 ろきよふにその場を見立、金右衛門か
 め術を残せしハ、各人の志威□□に
 絶たり。土産敷の石足能、此分水ニ限り、
 御取締、且、外の分水口者御取締に成とも、
 勤さる御由緒のよし訳者、御褒美ニ給り
 ゆへなけれハ也。桶蓋の上に土手なく流込、
 水懸多よふに、水筋ゆれとも、全く
 さにあらず。敷の通ニ、江戸掛を沢山と
 見込、敷より五寸上り、残土ハ水三分引者
 野火留用水の元形を御用ひにて、江戸
 掛り御意見あり。都而上ハ水を被下候義も、
 古来とハ、此野火留分
 水口元形に直り候ハ、外三十口余の樋口
 御取締方の御見合にも、成候趣にも
 成行可申候。或人、玉川御上水ハ、川村
 随軒之水盛と申しか、時代違の

井よりく室の香水より水口明き候とも、
 一昼夜より行渡頃ゆへニ、将来批判の
 ろきよふにその場を見立、金右衛門か
 め術を残せしハ、各人の志威□□に
 絶たり。土産敷の石足能、此分水ニ限り、
 御取締、且、外の分水口者御取締に成とも、
 勤さる御由緒のよし訳者、御褒美ニ給り
 ゆへなけれハ也。桶蓋の上に土手なく流込、
 水懸多よふに、水筋ゆれとも、全く
 さにあらず。敷の通ニ、江戸掛を沢山と
 見込、敷より五寸上り、残土ハ水三分引者
 野火留用水の元形を御用ひにて、江戸
 掛り御意見あり。都而上ハ水を被下候義も、
 古来とハ、此野火留分
 水口元形に直り候ハ、外三十口余の樋口
 御取締方の御見合にも、成候趣にも
 成行可申候。或人、玉川御上水ハ、川村
 随軒之水盛と申しか、時代違の

流るる安松金右衛門の水盛堀割と
 中興代一戦と志願ありて人足
 羽村儀助・大木戸彦七兩人ハ、願人共下代
 にて、引統相勤、羽村にて菅人御外口
 御取放ニ成し、跡百姓より源兵衛を被
 仰付候やと、承り候。然るに、羽村兩人
 寛政年中御取放と成、今ハ茂十郎・半助
 とて、彼村之百姓より被仰付、則当時
 之水番也。承応三の年ハ、支干も長流、
 水ニ當り、當り目度年なれハとて、この
 御上水ニ堀掛り候由ニも、むへなる哉。御上水の
 日増ニ栄流して、術□之御臨沢も行て、
 御成下ニ住る人ニ名水を汲れる事、猶
 君ヶ代の尽せぬ御恵ニなりと仰き奉り候。
 □先祖善兵衛と申者、大庄屋相勤、
 承応年中村内人足引連、御上水路
 御堀割之御場所江罷出、人足の差配いたし。

論ニ而、安松金右衛門の水盛堀割者

御郡代之掛りを以、最寄村々より人足を

出し、願人ハ庄右衛門、清右衛門ニ而、水番

羽村儀助・大木戸彦七兩人ハ、願人共下代

にて、引統相勤、羽村にて菅人御外口

御取放ニ成し、跡百姓より源兵衛を被

仰付候やと、承り候。然るに、羽村兩人

寛政年中御取放と成、今ハ茂十郎・半助

とて、彼村之百姓より被仰付、則当時

之水番也。承応三の年ハ、支干も長流、

水ニ當り、當り目度年なれハとて、この

御上水ニ堀掛り候由ニも、むへなる哉。御上水の

日増ニ栄流して、術□之御臨沢も行て、

御成下ニ住る人ニ名水を汲れる事、猶

君ヶ代の尽せぬ御恵ニなりと仰き奉り候。

□先祖善兵衛と申者、大庄屋相勤、

承応年中村内人足引連、御上水路

御堀割之御場所江罷出、人足の差配いたし。

小川村ニ成候所、いまた一円武蔵野
 芝地にて、居村地先を堀割、殊ニ、野火
 留用水ハ間近き地先の水盛の事
 なれハ、堀割迄、度々立合出候旨申伝、
 其外、里俗ニ承に伝人心得罷在候趣
 とも、認候事ニ而御座候。

一 承り候得ハ、相当之ケ条も打開
 申候、見合之所ニも、可相成哉と
 奉存候ニ付、申聞候趣、書面ニ而差出
 候様申達候処、別帳差出申候間、
 入御覽申上候。以上。

九月 佐橋長門守

九月

佐橋長門守

(以下次号へ続く)